



飼い犬・飼い猫の引取りルールが変わりました！

1 飼い犬、飼い猫の引き取り

やむをえない事情と認められない以下の場合、原則、引取りません。

- ① 動物取扱業者から引取りを依頼された場合
- ② 繰り返し引き取りを依頼された場合
- ③ 繁殖制限指導に従わない場合
- ④ 犬、猫の老齢や病気を理由とする場合
- ⑤ 継続飼養が困難と認められない理由の場合
- ⑥ 新たな飼い主を探す取組みを行っていない場合

※犬猫を飼えなくなった場合は、親戚、知人への相談はもちろん、新聞など情報誌での呼びかけ、動物愛護団体等への相談等を実施し、譲渡の努力をしてください。それでも譲渡先が見つからない場合はやむをえない事情と認め、引き取りを行う場合があります。詳細は有明保健所にご相談ください。

2 飼い主がわからない犬（野犬を含む）

狂犬病予防法または県動物愛護条例に基づき、保健所が出向いて捕獲・抑留または収容します。（従来と同様）

3 飼い主がわからない猫（野良猫を含む）

保健所では捕獲を行いません。

- ❖ 迷惑猫は追い払い、侵入防止の措置を講じてください。猫は居心地がいい環境を好みます。（エサがある、寝床がある、雨風をしのげる、外敵がない など）猫撃退の相談には応じます。
- ❖ 飼い主不明の親猫が敷地内に産んだ子猫を発見した場合、子猫は親元に返してください。人目があると猫は移動します。この習性を利用して移動してもらいましょう。
- ❖ 餌を与えた場合、「飼い猫」とみなします。繁殖制限のため避妊・去勢をし、責任を持って「終生飼養」しましょう。

熊本県有明保健所 TEL 0968-72-2184